

平成 27 年度第 3 回川崎市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1 開催日時 平成 28 年 3 月 15 日 (火) 午前 11 時 01 分から午後 12 時 01 分まで

2 開催場所 川崎市中央卸売市場北部市場 2F 大会議室

3 出席者

(委員) 高柳長直 会長 (東京農業大学教授)、中川雄二 副会長 (東京海洋大学大学院教授)、堀切正夫 (川崎北部青果仲卸協同組合理事長)、伊藤則行 (横浜魚類株式会社取締役川崎北部支社長)、柴崎太喜一 (川崎花卉園芸株式会社代表取締役)、原修一 (セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長)、梶ヶ谷雪香 (川崎市消費者の会副会長)、持田和夫 (川崎市全町内会連合会副会長)

(幹事) 吉田利一 (経済労働局理事・中央卸売市場北部市場長)

(書記) 伊東大介 (中央卸売市場北部市場管理課長)、福田克実 (中央卸売市場北部市場業務課長)

4 報告

- (1) 川崎市卸売市場経営プランについて
- (2) 北部市場水産物部再編措置等検討部会からの報告について

5 その他

公開有無 有

傍聴人 1 名

公開有無 有

【審議経過】

司会：経済労働局中央卸売市場管理課庶務係長 阿部

それでは大変お待たせいたしました。本日は皆様には大変お忙しい中ご参加いただきまして誠にありがとうございます。それでは、本日司会を務めさせていただきます北部市場管理課庶務係長の阿部と申します。それでは、よろしくお願い致します。それでは、平成 27 年度第 3 回川崎市中央卸売市場開設運営協議会を開催いたします。

はじめに、お手元の資料を確認させていただきます。

(資料確認)

みなさん、よろしいでしょうか。なお、この協議会は、公開を前提としておりまして、会議の傍聴ならびに議事録による公開を御了承いただきますよう、お願い申しあげます。また、議事録作成のため、会議内容の録音につきましても併せて御了承願います。

それでは会議開催にあたりまして開設者を代表いたしまして経済労働局北部市場長の吉田よりご挨拶をいただきます。

吉田市場長 皆さんおはようございます。北部市場長の吉田でございます。今日は第3回、27年度の第3回の開設運営協議会でございまして、本来ですと市長が来て御挨拶するべきでございますけれども、どうしても外せない用がございまして私の方からご挨拶させていただきたいと存じます。今日は、議題といたしまして、報告事項2点ございまして、1つは川崎市卸売市場経営プランについてでございます。2つめが、北部市場水産物部再編措置等検討会議からの報告になってございます。いずれも市場内での主だった事業者の方々とそれから学識の先生も交えまして1年間議論を積み重ねてきたところでございます。そういったことで、今日の報告をもちまして一定の収斂をみるとところでございますけれども、これで終わりということではなくて、これをスタートにいろんなことに取り組んでいかなければいけないということでございますので、そのあたりの確認をお願いできれば幸いと存じます。先日新聞報道等で御存知の方も多いかと存じますけれども、市場内において、業者がキャラメルの賞味期限を改ざんしていたという事件がございました。本来安全・安心を標榜する卸売市場においてあってはならないことでございまして、当該の業者に対しましては、私ども経済労働局として卸売市場業務条例に基づきまして改善命令を出させていただいたところでございますし、また、衛生部局からは食品表示法違反ということでございまして、衛生関係法令に基づいて改善の指示が出されたところでございます。改善の動向を注視して、万一その改善等が十分に行われないような場合においては最悪の場合罰金ですとか、あるいは事業の停止、最悪の場合には免許の許可の取り消しということにも繋がっていくということでございます。当該の事業者及び事業者の団体に対しましても注意喚起をお願いしたところではございます。多くの事業者の方々は、きちんと事業を営んでいるところではございますが、市民ないし消費者の方々の市場に寄せる信頼に対して私ども開設者としまして、疑惑をもたれることのないよう、適切・適正な運営に取り組んで参りたいと思っているところでございます。挨拶にしては長くなってしまいましたが、引き続き委員の方々の御指

導、御鞭撻をお願い致しまして開会にあたっての挨拶とさせていただきたいと思います。今日はどうもご出席ありがとうございます。

司会 続きまして、川崎市中央卸売市場運営協議会の会長の高柳会長からご挨拶を申し上げます。

高柳会長 みなさん、おはようございます。

東京農業大学の高柳でございます。本日は開設運営協議会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。皆様既に御承知のことかと思いますが、今年の1月に第10次の卸売市場整備基本方針が出されました。お手元にも参考資料として、用意されていることかと思います。この中で私が思いますのは、2ページの経営戦略の確立ということが求められているところでございます。この点を踏まえながら今年度議論してきたところでありますが、この中で特にビジネスモデルの制度といったところを議論するということが一つのポイントではないかと思います。それで、この点を踏まえながら今日は議論の方をよろしくお願ひしたいと思います。議事を円滑に進めるよう努めてまいりますのでどうか御協力の方をお願いしたいと思います。

司会 ありがとうございました。この後の議事につきましては、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第101条の規定に基づき、会長が議長となることになりますので、高柳会長の議長をお願いしたいと思っています。なお、委員の皆様の総数11名中、本日は8名のご出席をいただいておりますので、規則第102条第1項の定足数を充たしておりますので、本協議会は成立致します。それでは、高柳会長お願い致します。

高柳会長 はい、それでは平成27年度第3回川崎市中央卸売市場開設運営協議会を始めていきたいと思います。お手元の次第の議題をご覧いただきたいと思います。報告事項2点ございますが、まず川崎市卸売市場経営プランについて事務局からご説明お願ひ致します。

伊東書記 管理課長の伊東でございます。

それでは、資料1をご覧ください。昨年10月29日の開設運営協議会では「卸売市場経営プラン案」をご承認いただき、その後にパブリックコメントを実施しまして、正式に「プラン」として策定させていただきましたので、その経過、内容について報告させていただきます。

「川崎市卸売市場経営プラン(案)の策定に対するパブリックコメント手続き

の実施結果について」でございます。

「1 概要」は割愛しまして、「2 意見募集の概要」ですが、昨年12月11日から1月12日までの33日間パブリックコメントを実施いたしました。

意見の提出方法としては、電子メール、郵送、ファクシミリ、持参としておりまして、募集の周知の方法としては、平成27年12月21日号の市政だより、本市のホームページ、各区役所に設置してある「市政資料コーナー」、市役所第3庁舎にある「かわさき情報プラザ」を活用して周知を行いました。

意見募集の結果としましては、意見総数は、4通、全てメール、意見の内容としては10件となっております。

2ページをご覧ください。意見に対する対応区分としては、A：御意見を踏まえ、プラン（案）に反映させたもの、B：御意見の趣旨が（案）に沿った意見であり、取組を推進するもの、C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの、D：（案）に関する質問・要望の御意見であり、（案）の内容を説明するもの、E：その他 といった5区分となっております。

また、意見の内容を 1. プラン全般に関すること、2. プランの取組項目に関すること、3. その他 といった3項目に分類しております。

「意見の件数と対応区分」としましては、「プラン全般に関すること」については、Bが3件、Dが1件、Eが1件の計5件、「プランの取組項目に関すること」については、Bが3件、Dが1件の計4件、「その他」については、Eが1件となっておりまして、区分ごとの合計としては、Bが6件、Dが2件、Eが2件 以上10件となっております。

「5 具体的な意見の内容と市の考え方」でございますが、1の「プラン全般に関すること」につきましては、1.市場の認知度向上について、2.アクセスの周知について、4.危機管理についての意見があり、これらについては対応区分Bのプランの趣旨に沿った御意見であり、取組を推進するものとしております。また、3.意見募集の意図については、Eのその他に、3ページ目になりますが、5.敷地の有効利用については、Dの質問・要望の御意見といった区分に分類しております。

2の「プランの取組項目に関すること」につきましては、6.食品の衛生管理について、7.駐車場の狭隘について、8.市民に親しまれる市場化については、対応区分Bに分類し、9.菅生緑地の活用については、Dに分類しております。

4ページ目にまいりまして、3の「その他」に関することとしましては、10.北部市場周辺の道路環境についての意見があり、Eのその他に分類しております。

1ページ目にお戻りいただきまして、「4 意見の内容と対応」でございま

すが、いただいた御意見は、当プラン(案)の趣旨に沿ったものや、質問・要望にあたるもの、また、当プランでは対象としていない事柄についてのものでしたので、当初の案どおり「川崎市卸売市場経営プラン」を策定し・2月12日に公表させていただいております。

今回の資料として、「川崎市卸売市場経営プラン」本編と「概要版」をお配りしておりますが、内容の説明については割愛させていただきます。

最後に、今回の「プラン」策定を受けて、今後の取組についてご説明させていただきます。

プランの概要版の3枚目をご覧いただきたいのですが、重点施策のうち、施設整備につながるような取組としましては、基本施策2段目の「b) 市場全体の機能配置や車両同線の見直しによる場内物流体制の強化」として、・駐車場の利用ルールの見直し(時間制や立体駐車場導入の検討等)、・2号棟冷蔵庫や周辺施設等の移転による場内の車両動線の円滑化、・荷捌場の移転・拡充による卸売場の有効利用、基本施策4段目の「d)コールドチェーンシステムの確保に向けた取組」として・冷蔵機能の再配置による低温卸売スペースの確保・良好な場内の温度環境の実現(換気、排熱対策等)といったことがあげられております。

これらの施設整備や、必要となる電気設備等のインフラ設備について、平成28年度に、今後10年間の整備の基本計画の策定及び、基本設計を予定しております。

こうしたハード系とともに、h) 多様化するニーズに向けた情報提供、やL)市民に見える市場化の推進、などのソフト系の取組みを含めたプラン全体の進捗管理につきましては、管理課が事務局となって、開設運営協議会に進捗報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

高柳会長

ありがとうございます。パブリックコメントの問題と今後の取り組みということでご説明頂きましたけれども、ただいまの御報告についてご質問、御意見等はございますでしょうか。

パブリックコメントの寄せられた意見の10件中6件が趣旨に沿うものでありまして、特に今回のプランについて変更になるようなことがなかったということでおろしいですか。

では、特にならうないので、続きまして2つ目の報告「北部市場水産物部再編措置等検討部会からの報告について」を事務局から説明をお願いします。

福田書記

業務課長の福田です。

北部市場水産物部再編措置等検討部会からの報告については、報告書と概要版がありますが、本日は概要版にて説明いたします。

資料5を御覧ください。こちらは、北部市場水産物部再編措置等検討部会報告書概要版です。報告書概要版は、6章で構成されています。

まず、第1章は、川崎市中央卸売市場開設運営協議会「北部市場水産物部再編措置等検討部会」についてです。こちらには、再編検討部会を設置し、検討することとなった経緯を記載しています。

平成26年の調査で、第9次卸売市場整備基本方針の再編基準4項目のうち3項目に該当し、平成27年4月に農林水産省から「川崎市中央卸売市場北部市場水産物部は、平成26年度の調査により再編基準に該当したので、今後の市場の取組状況を見ながら必要に応じて整備計画に盛り込むこととする。」との計画変更の概要が公表されたので、再編の取組みを進めていく必要が生じました。そのため、北部市場水産物部再編措置等検討部会を開設運営協議会の部会として設置し、検討することとなりました。

次に、第2章北部市場水産物部を取り巻く現状及び取扱数量の推移について、こちらは、全国の現状と北部市場水産物部の取扱数量の推移を記載しています。

1 水産物需給の動向 全国の中央卸売市場における取扱実績は年々低下しています。主な背景としては、少子高齢化の進展等に伴う国民一人あたりの魚介類消費量の低下、加工品や輸入品の増加、卸売市場を経由しない水産物流通の拡大が考えられます。

2 水産物部取扱数量の推移ですが、北部市場水産物部は、平成15年には年間60,000トンを超える取扱高でしたが、平成26年には30,000トンを下回るなど10年間で取扱高が半減しています。

3 北部市場水産物部場内業者のアンケート調査等からみる北部市場水産物部ですが、第1回の検討部会終了後、卸売会社・仲卸業者へアンケート調査等を実施しました。

金額ベースですが、開設区域外への出荷割合が、約75%と開設区域外への出荷が多くなっています。

4 水産物の集荷状況ですが、集荷状況については、委託集荷が全国に比べて高い状況となっているほか、仲卸の集荷状況については、直荷（他市場等からの集荷）が川崎北部は2.8%と全国平均16.9%と比べて著しく低く、集荷は卸売会社に依存しているといえます。

5 水産物の販売状況ですが、卸売会社においても仲卸への販売率は、全国平均が59.1%であるのに対し川崎北部市場は、76.4%と高くなっています。

次に、第3章卸売市場整備基本方針再編基準該当状況についてです。

1 第10次卸売市場整備基本方針ですが、平成28年1月14日公表されました。原則的には第9次卸売市場整備基本方針を引き継いでおりますが、再編基準については変更がありました。一番下の卸売市場整備基本方針再編基準の変更点についてをご覧ください。

再編基準には4つの指標がありますが、①、②、④には変更がなく③についてのみ変更がありました。3年間の取扱数量の減少率は、15.7%で変更はありませんが、下線部分が追加となりました。上に戻りまして、

2 第10次卸売市場整備基本方針北部市場水産物部再編基準該当状況ですが、再編の指標は4つあります。その4つの指標のうち、3つ以上に該当した場合は再編基準に該当します。

指標① これは開設区域内の取扱数量です。一人あたりの水産物の消費量を農林水産省が規定し、これに開設区域内(川崎市内)の人口を掛けたもの(開設区域内需要量)と3か年の平均取扱数量とを比較したものです。

開設区域内需要量を取扱数量が下回った場合は、再編基準に該当します。開設区域内需要量は、63,086トンで、平均取扱数量は、31,303トンですので、開設区域内需要量を下回っているため、再編基準に該当しています。

指標② これは3か年の平均取扱数量の比較です。農林水産省が定める基準を下回った場合は、再編基準に該当します。農林水産省の基準は、35,000トンで、平均取扱数量は31,303トンで基準を下回っているため、再編基準に該当します。

指標③ 取扱数量の減少率と取扱金額の減少です。農林水産省が定める減少率を下回り、その間取扱金額が減少している場合は再編基準に該当します。農林水産省の基準は、15.7%であり、減少率は17.3%です。ただし、平成26年の取扱金額が、262億38百万円で、前年の255億93百万円を上回っているため、再編基準に該当しません。

指標④ア こちらは開設者の会計状況(一般会計からの繰入状況)で3年連続して繰入基準を上回っている場合は、再編基準に該当します。3か年ともに基準を下回ったため、再編基準に該当しません。

イ こちらは主たる卸売会社の経営状況ですが、3か年とも流動比率・自己資本比率が基準を下回り、経常収支が経常損失となった場合に再編基準に該当します。3か年ともに基準を上回り、経常損失とならなかつたため再編基準に該当しません。

従って再編基準4指標のうち該当した指標が2指標であるため、現時点では再編基準に該当していません。

次に裏側を御覧ください。ここは、第4章北部市場水産物部場内事業者アン

ケート及び卸売業者ヒアリング結果についてです。先ほど第2章で申し上げましたアンケート結果及び卸売業者へのヒアリング結果を記載したものです。

これはあくまで第9次卸売市場整備基本方針を基にしたもので、再編の選択として事業者は、地方卸売市場を選択していますが、これは再編措置の中から選ぶとしたらということで、地方卸売市場化を望んでいるわけではありません。地方卸売市場になった場合には、施設整備の遅れを懸念事項と上げた事業者が多かったです。今後有望な商圈としては、卸・仲卸とともに神奈川県内・東京都内とされています。有望な顧客層としては、飲食店、専門小売店、地元のスーパーとされています。卸売業者へのヒアリングですが、これは北部市場水産物部には2社卸売業者がありますが、2社とも横浜が本社であるため、本社と川崎支社との連携について聞いたものです。両会社ともに、川崎支社の取扱数量を増やすために横浜本社と連携する意向は持っていないということでした。

次に第5章再編方針検討結果についてですが、1会議概要　これまでの検討部会の開催状況を記載しています。3回開催しました。

2再編方針の検討結果（1）第9次卸売市場整備基本方針再編基準下における再編方針検討結果ですが、アンケート調査などの結果から、再編措置5項目のうち、地方卸売市場への転換を選択することが妥当であると考えられました。

（2）第10次卸売市場整備基本方針再編基準下における再編方針検討結果ですが、先ほど第3章で説明いたしましたように、再編基準が1部変更となったため、4つの指標のうち、該当が2つとなり再編に取り組むべき市場には該当しませんでした。

ただし、平成27年の取扱数量及び金額とともに平成26年を下回っており、今後の取扱数量・金額の推移いかんでは、再編基準に該当する可能性があるため、第2回部会において、この機会を捉えて自主的に再編することについて検討しました。しかしながら、「再編基準に該当しないのであれば、再編後の活性化など効果が不明確である」などの理由から「積極的に再編に取組む必要はない」という意見が出席委員の総意であり、また水産1部門のみの再編では規制緩和などのメリット発揮が困難であることから、今回は自主的再編には取り組まないということになりました。

次に第6章今後の方針性についてですが、今後、再び再編基準に該当することを避けるため、新たな取り組みを行うことが必要ということとなりました。具体的には、開設者を含む市場内関係者からなる会議を早急に設置し、取扱数量の数値目標を定め、市場内関係者が数値目標を共有し、課題の抽出や達成度の確認などを定期的に行うとともに、新たな顧客獲得に向けて意見交換を行うなど、目標達成に向け取り組んでいくということです。

資料4の報告書につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上です。

高柳会長 ありがとうございます。ただいまの御報告についてご質問、御意見ござりますでしょうか。

中川副会長 概要版の方が見やすいので、ちょっと意見としてご検討いただきたいのですが、市場の水産物の取扱量が減少しているということで、そういう話はほぼ全国的に言われている話ですが、川崎市北部市場において水産部門の方はどうして取扱が減少しているのかというようなことを、もうちょっとここで明記するような方向で少し掘り下げなければいけないんじゃないかな。背景程度の話はもう十分だと。この市場でどうして取扱量が減っているのかということの調査をせっかくやったのですから、なぜそれをきちんと掘り下げて、じゃあ今からどうしましょうかという議論にならなかつたんですか。その掘り下げがないので、こんな話をどんどん進めていっても、単にシュプレヒコールにしかならないと思うんです。具体的に例えば一つ一つの魚種に即してみても、どの魚種が売れなくなっているのか、あるいは川下のどの業界が買ってくれなくなっているのか、そのあたりをもう少しきちんと調べた方がよかつたのではないか、せっかく協議会を設けられたのですから、しかも調査会社も入れられたわけですよね。明らかにこれを読んでいると切込みが浅いという風に言わざるを得ないと思うのですけど、少なくとも報告書を書く上で主な背景というのではないと思います。背景の次に何かという主な原因がないといけないと思います。今、川崎の北部市場の水産部門がどうしてこんなに右肩下がりになっているのか、これは全国の卸売市場が共通にもつている病状なのでしょうか。それとも、この川崎の北部市場が特有の病氣があるのでないかと思うのです。そのあたりについて、今後我々がきちんと認識していくかない限りこの数値の回復というものに対して有効な戦略が練れないのではないか。魚嫌いとか国民レベルの話を言われてもはつきりいってどうしたらいのとか市場全体の話、そんなものに金の使いようがないのではないか。経営という話をするのであれば、経営において数値を有効に回復させるそれだけの努力目標というか何に対して働きかけていくとか経営資源、その点を明確に意識しなければ経営なんかできる訳ないと思うのですよ。一方ではここで経営プラン作られたわけですから、そこでビジネスモデル云々されるのであれば尚更のこと、何に対してこのビジネスモデルは働きかけていくのかということをきちんと明確に目標として、経営目標として持っておかないといけないと思うんですよ。そういった中で、例えば関連づけて動線をどう整備しなきゃいけないとか、あるいはこの土地というのはどういう形にしなけ

ればいけないとか細かな話が出てくると思うのです。だから、議論の道筋というのを誤らないでいきたいと、今日の話を聞いていて思うのは、やっぱり何に対しても働きかけていかなければいけないということが恐らく水産部門の卸売会社、仲卸会社、個々の方々はお悩みだと思うのですが、市場全体としても解決していくと考えるのであればもう少しそのためのあたりを報告書の中に反映させるべきで、もっと具体的な表現を入れるのではないかと思うんです。我々この報告を聞いてこれで済ませてもいいのですが、しかしながらこのままでいけば今回は再編を免れた、もう来年ということはないでしょうが、例えば5年後に第11次ということで見直されたときに、どういう話がでてくるのか、そして今年、豊洲が開場したときに、この市場がどういう影響を受けるのかとかそういったことも踏まえて考えなければならない時期にそろそろ来ているんではないか、だから、逆に農水から当面いいよと言われたのは時間をもらったと考えるしかないでしょうということですよ。そのあたりは真摯に受け止めるべきだと思うのですよ。今のままではとても続きませんということだと思いますよ。これは、ふつう深刻ですよ、グラフの水産部門の右肩下がりというのは。これをV字リターン回復させるのは、どのようにみなさんここで経験なさっている訳でしょう、青果では。1+1を2にした訳でしょう、2にはなったかは知りませんけど。じゃあ水産はどうする、卸の部門だけの問題じゃないですね、これ仲卸も含めてですから、ただ私はもうちょっと大きな再編というような話をする前にどの業種が売れなくなっているかとか、あるいはどの業界とのつながりが弱くなっているのかとかそのあたりのことをもうちょっと事細かに調査してはいけないですかね。ちょっとそのあたりをお考えいただけませんか。このままだと、これは確かにまとまりは出来上がっているのですけれども、このままだと全くやっていけないのでないかと思うんですよ。ちょっとご検討いただければと思います。

高柳会長

中川副会長の御意見はもっともかと思いますけど、事務局の方から何かござりますか。検討部会の方でそのあたりのことが出ていたことはありますか。

福田書記

生鮮部門と冷凍部門と加工部門3部門ありますが、特に川崎の場合は10年前に比べて冷凍、加工部門の減少が大きく、特に冷凍部門については約6割近く減少している、加工だと約5割減少しています。冷凍部門の減少率が全国平均を上回っていることが一番問題だと思います。

中川副会長

それはどの魚種ですか。

福田書記

特にマグロです。

中川副会長 生ものですか、冷凍ですか。

福田書記 統計上は冷凍マグロが減少しています。

中川副会長 だから、そういうようなことを明確にそれをどうするのかっていうような議論をきちんとしていくべきではないかと思うんですね。冷凍マグロが落ち込んでいるということは、ここにそういう荷が入ってきてないということなんですか。それとも売れないとかということですか。そのあたりを含めて例えばこういう報告書の中でもう少しそれに対して、例えばどうしていくのか、だから、継続的にやっていかなければいけない問題だと思います。だから、マグロを買ってもらえないんだったらマグロを買ってもらえる業界を探さなければいけない、あるいはマーケット探していかなければならぬでしょう。仲卸さんが無理だということであれば、卸さんがどうするのかということも考えなければいけなくなってくるでしょう、そのあたりを全体的に考えるためのこういう協議会ではないかと思うんですよ。

福田書記 それにつきましては新たに立ち上げる会議の中で、4月以降検討していくたいと考えています。

中川副会長 是非、継続的に一つ一つ問題を洗い出していって、それをブラッシングしてどうするのかと。それを戦術的に解決していくながら戦略の実現というのを果たしていくというような手順で考えていただきたいと思います。

福田書記 会議のなかで検討していきたいと思います。

高柳会長 それでは、他に何かございますでしょうか。

柴崎委員 先生にお聞きしたいのですが、そもそも人口構成が変わってきて、日本人の胃袋が小さくなっていると、その中にいわゆる基準をですね、3年間維持するだとか、増加するという農水の考え方自体に多少問題があるんではないかと、取扱数量だけで中央卸売市場の開設権について何か問い合わせられる、这样一个を農水は一体どう考えておられるのかと。通常考えれば、おっしゃる通り減速していくのは当たり前の話だと思うんですが、そのへん先生としてはどういう風に農水の見解を考えながら、こういう数字を出して設けられているのかということをお聞かせ願えればと思います。

高柳会長

先ほどの資料 5 の右下のところにこの再編基準の水準の 3 のところで、この 3 年間の減少率の基準があつて青果が 9.9% そして水産が 15.7%、花きが 7.4% とそれを上回る減少の場合ということになって、それで確かにおっしゃる通り人口減少社会に入って更にもっと大きな問題は人口が高齢化していくというようなことだと思います。ただ、その人口減少率、高齢化の状況を踏まえたとしても、この 3 年間のレベルを考えますと例えば水産で 15.7% という基準はかなり再編基準としては緩い基準だというか、この辺をクリアできないとどんどんどんどん右肩下がりになっていく。そういう状況の中で、放っておくと益々右肩下がりにということではないかなと思いますので、勿論ある程度この数量減少はやむを得ないだろうとそういったことがあるので、もう一つの基準として取扱金額の基準を加えられたのではないかなと思います。

柴崎委員

ここに農水の基準の一定基準以下卸売会社に対して、むしろもう撤退していくべきだというような考え方の中にありますか、中にいる卸売業者としては非常に心配で、下がっていってもうある程度必要ないとすると中央から地方へ行く、地方から更にその下というような本質的な意図というものを感じられることがあるのか、本当に農水は川崎市民のためにこの市場をきちんと残して継続・発展させていこうという意思があるのかどうか、そのあたりの本音のところというのはいかがなものでしょう。いわゆる経営というものは営業利益ベースが一番重要であつて取扱高 = 手数料とかそれはそれで理論的にはあるかもしれないけれども、経営は販管費を圧縮しながら営業利益をきちんとあげておけば、そこを解消すれば継続できるそういう風に強い体质でなければ次の資源としての登用が出来ないので、いつまでたっても V 字、上がっていくことがないとするとその辺をしっかりと見極めていく必要があるのではないかと考えるのであるが、いかがでしょうか。

高柳会長

そのへんは、確かに個々の事業者さんからみれば、利益率ということが重要であるかと思います。経営という観点から見ますと、その辺が一番重要であるわけですが、この中央卸売市場は公設ということである訳ですね、そうすると川崎市人口 140 万人いる中で、その取扱数量がかなり少ないとはたして公設という意義があるのかどうかというようなことが恐らく問われるかと思います。ですから、ある程度の数量や金額を維持していただかないと公設の意味がないと。勿論、それぞれの事業者さんでビジネスをやっていくようなことは保証されているかと思いますけど、公設の意義を考えるとそこが問われるのではないかと思います。

中川副会長　　場外の卸さんっていらっしゃるじゃないですか。特に外資ではメトロといったところも入ってきて、水産物取り扱っていますしょ、いろんなものを取り扱っていると。そうすると、そういうところというのは基本的には日本国政府あるいは神奈川県、川崎市に財政的な支援を受けないで普通に家賃払ってやっているわけですよ。そういうところが例えば取扱量増やしていくというのは、公益性から考えて何かというとそれは川崎市民のためで、あるいは横浜市民のために品物を供給しているではないですか。そうすると、市場で取扱数量が減るとどうなりますか。市場に投資するよりも、その人たちが普通にやっている訳だからこれでいいのではないかという話になってきて、市場のを見していくわけじゃないですか。これはずいぶん長い間出てきている話なので、農水はそういうことに対しても説明責任が出てきている。法律で一応開設区域の中の市民に対して供給するということが責任として明記されている。卸売市場というのはそういうことではないかな。そこで、ビジネスをすると、皆さんもそういう責任を問われていると。だからこの料金でOKですよとなってしまっているわけで、だからそこでやる以上その公益性という責任を負っている以上それなりの市民に対して食材の供給をやってもらわなければいけないでしょう。それを果たしていかなければ、それが15.7%と一つの数字になっているわけで、水産の場合はやはり大目に見られたのではないかなと思うんですけど、きついですよね、青果とか花卉。花卉はきついですよね。

柴崎委員　　そうですね。

中川副会長　　でもやはりそういう風にみられているのではないかと。だから、そのあたり含めて確かに営業利益を上げていて倒産しなければ会社経営としては十分なのですが、ただ、農水から出している数字はあくまでも過去のデータから基づかれた数字ですからこれからどうなっていくのかということを見定めたうえでの数値とは思えない。そのあたりを含めて、市場としてどうしていくのか、当然市場を継続していきたいというのであれば、この数字に抵触しないような形でどういう形で折り合いをなしていくのか。みなさん個々の売上を伸ばす形で取扱量も伸ばしていくしかないわけで。それを市場というここの場所に立地なさっている訳ですから、最大のメリットというのを皆さんに引き出していただきたい。決して市場が北海道の一番最果ての所にある訳でもなく、これは首都圏の中でも相当の位置のところに北部市場はあるんです。これを利用して売上を伸ばしていただきたいと、そしてこの数字に抵触しないようにしていただきたいとそういうメッセージとして受け止めるしかないと思い

ますね。

高柳会長 ありがとうございます。そろそろ時間ですが、全体を通して何か意見等があればお願いします。

堀切委員 青果の立場でよろしいですか。

高柳会長 はい

堀切委員 長い間この市場で働かせていただいております。私どもは仲卸の立場でいろいろ経験しました。そういう中でこの市場でモノを買って済むような問題じゃないと。私もう荷受けの役員の方には 20 年以上前から言ってきていますが、川上である産地にも生産者のプロというのは当然出てくるわけですね。おそらく情報を知りたいということを生産者は思っていると思います。生産者の方もかなり高齢化してきておりまして、夢を失いかけているということも感じております。したがって、我々はこの市場で安定的に荷物をいただく、また産地が夢をもって野菜を作っていくたいということを考えたときに、私どもは当然荷受けと開設者の力もお借りしながら産地に出向いて生産者の求めているものは何かということも含めて考えていきたいなと思っております。それには当然われわれも産地に足を運んで血の通った物流の確保に努めいかなければいけないのだということを 20 数年間訴えています。最近になって荷受けの役員の方が一応そういう考えについては尊重すると、できればこれから仲卸さんも一緒に産地に出向いてというお話をもいただいております。2 月 12 日に新たに福岡の市場が開場しました。そこには仲卸の仲間で畠井実業というものがいらっしゃるのですが、これについて私等新しい市場の見方も勉強したいなと思いながら、柳川の生産者の組合が、合併したという情報も聞いていますので、一応この計画を進めていきたいなと思っています。また、北海道についてもこの川崎に昔から来て頂いている組合に改めてお邪魔して、今まで以上この川崎東一の現在を市場に荷物をいただくという。物流的には会社ともいろいろお話したのですが、荷物はいくらあっても大丈夫、量には驚かないという受け皿が東一には持っていますね。そういう意味で我々仲卸業者としてはやっぱり物がなければ捌けないということがあって悪循環になつたら本当にいろんなことがでてくるんですね。私はこれから産地を切り開いて北部市場に荷物をきっちり確保できるようなそういう活動というか考えをもって開設者ともども卸と行動していきたいという思いを強く感じております。そういうことで実は 2 月 19 日に全国の役員が集まる役員会というもの

がございまして、わが組合もその一員でございまして、役員をやらせていただいておりますが、そこで全国の役員からいろいろな悩み事、いろいろなお話が苦情としていただいております。その中で東京青果の役員からちょっとお話を聞いたのですが、豊洲に築地が移転することについてどのように荷卸しとしては考えているかということを聞いたら、青果部門としてはあまり影響ないと、東京青果の役員は言っていました。しかしながら、そういうことも全然影響がないということはないんじゃないかなということを思いつつ、少なくともその影響は最小限度で食い止めることができるのかなということもございますが、何はともあれ、我々この業界の人としては気を緩めずに今後も今まで以上にきっちりと、この市場の発展のために頑張っていかなければいけないのかなという思いを改めて感じた訳です。

高柳会長

ありがとうございました。産地との連携を強めていくというのを一つの方向性として重要なことかと思います。力強い御意見だと思います。まあ、産地の方もいろんな市場を求めていると、特に高く安定的に売ってくれるのであれば非常に歓迎されるかと思いますので、そういうところもやっていただければなと思います。

ちょっと水産のところからずれてしましましたけれども、よろしいでしょうか。

それでは、その他ということで御意見ありましたら、お願ひ致します。

福田書記

はい、業務課長の福田でございます。1件報告事項がございます。

資料6を御覧ください。

川崎市地方卸売市場南部市場青果部においては、昨年2月に青果卸業者である東一川崎中央青果株式会社が卸売業務を廃止したため、新たな卸売業者の募集を平成27年5月1日から7月31日まで行いましたが、応募者がなく事業者を選定することができませんでした。

しかしながら、本市南部地域において市民に安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給するためには、南部市場青果部の機能の維持と青果物の取引の継続が必要であるため、平成27年11月24日から同年12月18日まで再募集を行った結果、1事業者から応募がありました。

応募者から提出された卸売業務申請書を神奈川県へ進達したところ、神奈川県より業務許可がおりました。卸売業務許可年月日は、平成28年3月1日です。

卸売会社の概要ですが、卸売業者名は、川崎南部青果株式会社です。これは、南部市場へ進出するにあたり新たに設立された会社です。

この会社は、茨城県石岡市にあります青果部門のみの地方卸売市場である、石岡地方卸売市場で青果卸売業を営む石岡中央青果の親会社である「い印」と、神奈川県の湘南地方（藤沢市が本拠）を拠点とする量販店である、株式会社ロピアの親会社であるロピアホールディングスの共同出資によって設立された会社です。現在、今月下旬の取引開始に向けて、準備中です。

説明は以上です。

高柳会長 ありがとうございます。これ南部の問題ですけど何か御質問などはございますでしょうか。

柴崎委員 よろしいでしょうか。南部市場に関しては、私ども事業者の間で川崎市場管理株式会社という会社を設立し、指定管理者として市場の運営、管理をしているところなんですが、実は南部市場にお入りになられる卸売会社は、ロピアという大規模小売店が過半数の出資をなさっているというところで、実は物流センター化しないかと懸念致しております。開設者の方に意見を申し上げたことだけ付記していただければと思います。よろしいでしょうか。これ別に何か異存があるということではなくて非常に株式の資本内容の構成をみると小売店さんが強い卸売会社としての入場なので、懸念とすると卸売会社の本来の姿ではない機能がそこに多く入ってくる可能性があるということで意見をしたということだけ、すみませんけれども内容に付記していただければと思います。よろしくお願いします。

高柳会長 はい、この点もおっしゃる通り懸念されることかとは思いますけれども、この点は覚えておくということでおろしくお願ひ致します。その他の御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

時間も若干延びましたので、これをもちまして川崎市開設運営協議会を終わりたいと思います。はい、それでは進行・司会の方よろしくお願ひ致します。

司会 高柳会長、ありがとうございました。それでは、本日は真摯なご討議ありがとうございました。

終了